様式第９号（第１９条関係）

記号及び番号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

能代市長

保険給付一時差止通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった国民健康保険特別療養費支給申請について、下記金額の支給が決定されましたが、あなたが納付すべき国民健康保険税が納付されておりませんので、国民健康保険法第６３条の２第１項（第２項）の規定により、保険給付額の全部（一部）の支払いを一時差し止めましたので通知します。

　差止め事由に係る国民健康保険税を完納した場合又は当該国民健康保険税の滞納につき災害など法律で定める特別の事情があると認められる場合等は、一時差し止められている保険給付を支払いします。

　なお、本通知の日から１箇月を経ても国民健康保険税の納付がなかったときは、一時差止めしている保険給付額から国民健康保険税滞納額を控除しますので申し添えます。

記

１　支給決定された保険給付の種類

２　支給決定された保険給付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　差止めした保険給付金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　差引支払金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

５　差止めした事由　災害など法律で定める特別の事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納しているため。

６　滞納している国民健康保険税

　　　　　　年度　　　　　　　　　円

　　　　　　年度　　　　　　　　　円

　　　　　　年度　　　　　　　　　円

　　　　　合計　　　　　　　　　　円

　国民健康保険税を納付することができない災害など法律で定める特別の事由がある場合は、本通知書、印鑑及び納付できない事由を明らかにする書類を持参の上、能代市　　　部　　　課まで御相談ください。

　（教示）

１　審査請求について

　　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に秋田県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　取消訴訟について

　　この処分については、上記の審査請求に対する裁決を経た後に、その審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に能代市を被告として（訴訟において能代市を代表する者は能代市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに、処分取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても、裁決がないとき

②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき